

第2の2 屋内消火栓設備（易操作性1号消火栓）の技術基準

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方
<p>1～4 (略)</p> <p>5 屋内消火栓箱等</p> <p>屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓の基準（平成25年消防庁告示第2号）によるほか、<u>次</u>によること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 設置方法は、次によること。</p> <p>ア 標示および灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓の技術基準<u>1</u>(6)、<u>5</u>(2)イ(7)、(ウ)及び(エ)の規定によること。</p> <p>イ 1号消火栓を設置する場合にあっては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆</p> <p>なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、<u>取扱う</u>ものについては、努めて1号消火栓を設置すること。◆</p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(以下、省略)</p>		<p>1～4 (現行に同じ。)</p> <p>5 屋内消火栓箱等</p> <p>屋内消火栓箱等は、令第11条第3項第1号イ、ロ、規則第12条第1項第1号から第3号及び屋内消火栓設備の屋内消火栓の基準（平成25年消防庁告示第2号）によるほか、<u>次</u>によること。</p> <p>(1)～(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 設置方法は、次によること。</p> <p>ア 標示および灯火は、規則第12条第1項第3号、第2屋内消火栓の技術基準<u>2</u>(6)、<u>6</u>(2)イ(7)、(ウ)及び(エ)の規定によること。</p> <p>イ 1号消火栓を設置する場合にあっては、努めて易操作性1号消火栓とすること。◆</p> <p>なお、令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵し、<u>取り扱う</u>ものについては、努めて1号消火栓を設置すること。◆</p> <p>ウ～エ (現行に同じ。)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>半角誤字修正</p> <p>参照誤り修正</p> <p>誤字修正</p>